

# 職員等の懲戒等に関する規程

平成27年 3月 1日

(目的)

## 第1条

この規程は、株式会社愛南リベラシオの役員及び職員の懲戒、降任及び解雇に関し、必要な事項を定める。

(委員会への諮問)

## 第2条

代表取締役は、懲戒することを適当と認める者（以下「懲戒対象者」という。）があるときは、別に定める委員会（以下「委員会」という。）を設けることができる。

(事案の審議)

## 第3条

委員会は、代表取締役から諮問された事案について調査審議し、意見を付して速やかに代表取締役に報告しなければならない。

2 委員会は、事案を審議するときは、委員会に懲戒対象者の出席を求め、直接、懲戒対象者から事実関係を釈明させなければならない。ただし、懲戒対象者がこれを拒否した場合は、この限りでない。

(懲戒処分の決定)

## 第4条

代表取締役は、前条第1項の審議結果を参酌し、懲戒処分の決定を行い、懲戒処分書及び処分説明書をもって懲戒対象者に通知するものとする。

(施行) この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。

以上